

KSKS

ゆいゆい通信

No.135

25.2.27



編集人 社会福祉法人 寧楽ゆいの会
 〒631-0823 奈良市西大寺国見町3-5-5
 TEL/FAX 0742-41-6039
 URL <http://narayuinokai.or.jp>

定価 1部50円
 年間 300円

◆法人からの報告

「住み慣れた街で『自分らしく暮らす』とは」
 理事 田岡 めぐみ … 1

◆Reports

◇奈良市虐待防止研修 … 2
 ◇D-POR T講演会 … 3
 ◇法人研修 … 4

◆News

◇JR運賃割引 … 4

◆Reports

地活こもれび／きらく舎 … 5・6
 新入職員紹介 … 5

◆Thanks

後援会費納入者 … 6

住み慣れた街で

『自分らしく暮らす』とは

先日、阪神淡路大震災のあの日から30年が経ちました。時を経てようやく心の整理がつき、当時を振り返って語ることができるようになった被災された方々の声をテレビで聞き、防災への意識を新たにしました。

当時、私は西大寺の「さわやぎ共同作業所」のスタッフでした。余震が何度もあってメンバーと寒い外に飛び出したことを思い出し、あの頃の皆の顔が浮かんできました。当時の精神医療は、隔離収容政策の中、長期入院が当たり前でした。社会的入院をさせられていたメンバーが、地域の唯一

【法人の動き】

- ・12/21に第三回理事会が開催されました。就業規則等の改訂が承認されました。
- ・個人情報保護規定等を改訂し、それに関する研修を行ないました。
- ・「さわやぎ」の大規模修繕は、「さわやぎ」の活動の方向を検討する中で当初の予定内容とは変わってきたため、来年度に延期することになりました。



の居場所として集まっていました。自分たちは「精神医療からのサバイバー」と話し、まだつたない暮らしてはあったけど、「地域で自分らしく」を満喫して暮らしていたように思います。

今は多くのサービスがあり、組み合わせて生活できるようになりました。しかし、身近な生活支援の支え手であるホームヘルプ事業は、介護保険で報酬単価が引き下げられました。ぐっど・たいむでは利用者の高齢化に伴い、約1割が介護保険と障害福祉サービスの併用となっており、減収です。在宅から再び施設への施策の流れを感じます。「住み慣れた街で自分らしく暮らす」ということをもう一度立ち返って考える時期に来ているかもしれません。

(田岡めぐみ)

Reports

奈良市障害者虐待防止研修

法整備し虐待防止、差別解消へ

奈良市障がい福祉課と奈良市地域自立支援協議会主催の奈良市虐待防止研修が1月22日(水)、奈良市総合福祉センターで開かれました。この研修は虐待防止の啓発と理解促進を図り、障がい者の権利擁護のあり方や虐待防止について考えることを目的に毎年開催されています。

今年度のテーマは「障害者のための法律を学ぶ～虐待防止と差別解消に向けて～」、講師は西村香苗弁護士(きずな西大寺法律事務所)でした。参加者は障害福祉サービス事業所や相談支援事業所職員、民生委員など約60人でした。

◆障がい者虐待はなぜ起こる?

障がい者虐待には、「虐待が表に出にくい」という特徴があります。要因には、①被虐待者が虐待を受けていると理解していない②「対応困難で強い指導が必要」と虐待の原因や理由を本人の問題行動とする③加害者が本来保護する立場にあることが多い④雇用先など被虐待者の行き場がなくなるのを恐れ身内が加害者側を擁護する⑤否定されると家の中までは入れず公的機関も事件を正面から



受け止めきれないということがあげられます。①には障がい特性による理解力の低さだけでなく、「あなたのため」と言われ続け感覚が麻痺してしまうこともあります。問題行動があるためやむを得ない、体罰ではなく

しつけ、など間違った認識が虐待を起こすだけでなく、加害者の性格やストレス、1人ひとりの特性に応じた対応の難しさが起因となることもあります。また被害者や周囲が虐待の疑いを持った場合も、相談先がわからないなどシステム不足の課題もあります。

◆虐待を起こさない環境作り

虐待があっても表に出づらく声をあげにくいという特徴から、2012年10月に「障害者虐待防止法(以下、虐待防止法)」が施行されました。この法律では、障がい者に対する虐待の禁止、予防、早期発見などの虐待防止は国の責務であることが謳われ

ています。擁護者が含まれていることもポイントです。西村弁護士は「擁護者を罰するためのものではなく、加害者側の虐待を起こす要因に対処するのが虐待防止法」と話します。



虐待防止法でいう「障がい者」とは、障害者手帳の取得や障害支援区分認定を前提とせず、障がいや社会的障壁によって継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある人を指します。国及び地方公共団体に防止の責務があることは、虐待防止法において大きな意味があります。行政は権限があるにも関わらず虐待を防止しない場合には責任を問われることになります。

◆合理的配慮とは

2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、奈良県でも同法をもとに、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」ができました。2024年4月には「改正障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供の義務化」「環境の整備」が定めされました。

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために「何らかの対応を必要としている」との意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。過剰な負担がかからぬよう総合的・客観的に判断し、障がい者と事業者とが建設的な対話を重ねて解決策を検討できることが大事です。

近年、雇用率の上昇している障がい者雇用についても、障がいを理由として不利な条件を設定したり解雇の対象としてはならないといった差別の禁止や、働く上で支障となっている事情を改善するための措置を講ずるなど、事業者には合理的配慮の義務があります。

使用者による障がい者虐待の例としては、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待があります。経済的虐待では、障がい者雇用の人が一般の人と同じだけ働かされて残業代が払われないケースや最低賃金の減額特例許可申請について許可満了までに更新手続きのされていないケースが散見されるとのお話しもありました。

(慶伊里衣子)

身体感覚の把握が

快い環境と感情につながる

精神障害者・発達障害者雇用企業サポート事業「D-PORT」の講演会「発達障害当事者が語る就労体験／作業療法士からの提案 職場で役立つちょっとした工夫～身体感覚運動の視点から～」(シリーズ「声を『きく』」第2回)が、12月21日(土)に、奈良女子大学で行なわれ112人が参加しました。

フリーランスの作業療法士、宮崎義博さんが講師を務め、体の感覚と気持ちの連動や、発達障がいのある人への合理的配慮とは、について話しました。

◆できないことの指摘は差別

発達障がいのある人は、「元々の特性によって」より、「周りの人の対応」で傷つくことのほうが多いと宮崎さんは言います。歩くことに障がいのある人は「そのくらい誰でもできるのに」「なんで走れないの!」「やる気あるの?」とは言われませんが、発達



障がいのある人は「なんで忘れるの?」「空気を読みなさい」「やる気あるの?」と言われがちです。できないことを怒ったり、指摘や反省させるだけで終わることは差別です。できていることをほめたり、どうやっ

たらいいかを伝えるとベター、本人が自ら考えて取り組めるように一緒に考えることができるのがベスト。発達障がいの特性は多様で、個々人でどのような特徴があるかは千差万別です(下表参照)。共通して言えるのは、特性がどちらかの端に寄ってお

表:発達障害の多様性を理解しよう

多弁 ⇄ 寡黙	過敏 ⇄ 鈍麻
過集中 ⇄ 不注意	わが道を行く ⇄ 空気を読みすぎる
”規律がはっきり”が好ましい ⇄ ”自由な雰囲気”が好ましい	聞いて理解することが得意 ⇄ 見て理解することが得意

り、大多数の人にとっての当たり前の環境ではしないといふことです。

◆身体感覚と感情の結びつき

身体感覚と感情は結びついており、感情は認知・記憶と身体感覚情報とで成り立っています。身体感覚(どう感じているか)を意識すると、コントロールできるようになります。心と体は一体化しており、例えば、怒りを感じていると拳に力が入ります。それを理解していると、拳の力を抜くことで怒りが収まることができます。

からだを包まれる感覚で気持ちが落ち着く人もいます。そのため、敢えて重く作られている毛布や、体を圧迫するベストもあります。綱引きをした後のほうがADHDの子が落ち着いて座れる事例もあれば、体をタッピングすることで緊張が取れる、じっと座るより、体を動かしながらや、立ったまま勉強するほうが向いている人もいます。職員の椅子をバランスボールにすることで、仕事に集中できるようにしている市町村役場も国内にいくつかあるそうです。

自分のからだを感じる「触覚(危険察知、触って判別する、身体の輪郭のイメージ等)」「固有感覚(筋肉・腱・関節の正確な動作、姿勢保持、空間認知等)」「前庭感覚(傾きやバランス)」と、外界を感じる「視覚」「聴覚」がうまく連動していると、自分と外界との関係を知ることができ、快適に過ごせます。

◆支援にマニュアルはない

宮崎さんの話からも、前半にあったD-PORTからの報告と、D-PORTが関わっている発達障がいのある当事者からの体験発表からも、一貫して「『発達障がいだからこう』というマニュアルはなく、『ひとりひとりに合った工夫』や『オーダーメイドの支援』の重要性が強調されていました。

※「発達障がい」は「神経発達症」という呼称に変わりつつありますが、本記事では「発達障がい」としました。

(江端いず穂)